

2025 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

東洋経済新報社に対する損害賠償等請求訴訟の上告不受理決定に関するお知らせ

ニデック株式会社（以下「当社」）と株式会社東洋経済新報社（本社：東京都中央区日本橋本石町 1-2-1、以下「東洋経済新報社」）との間で係争中の名誉毀損に基づく損害賠償等請求訴訟について、2025 年 1 月 22 日付けの東京高等裁判所における当社勝訴の判決に対して、東洋経済新報社が同年 2 月 4 日付けで最高裁判所に上告受理の申立てを行っていましたが、同年 7 月 9 日付けで、最高裁判所において上告不受理の決定がありましたので、お知らせいたします。

当社は、2022 年 10 月 24 日、東洋経済新報社が掲載した当社にインサイダー取引の疑いがあるとの記事が虚偽の事実で当社の名誉を毀損するものであったことから、同社及び関係者を被告として名誉毀損に基づく損害賠償等を求める訴訟を提起いたしました。

2024 年 8 月 6 日に、東京地方裁判所は、東洋経済新報社の記事が虚偽であり、取材も不十分であったこと等を理由として、当該記事が当社の名誉を毀損するものと認め、東洋経済新報社及び関係者に対し、当社への損害賠償金の支払い及び記事の削除を命じました。

被告は当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴していましたが、2025 年 1 月 22 日に、控訴を棄却する判決が言い渡されました。

被告はさらに、同年 2 月 4 日に上告受理の申立てを行いましたが、同年 7 月 9 日付けで、最高裁判所は上告審として受理しない旨を決定いたしました。

今回の決定により、東京地方裁判所における当社勝訴の判決が確定いたしました。

当社は今後も法令を遵守した事業活動を行ってまいります。